

平成 24 年 10 月 15 日

「営業秘密の管理実態に関するアンケート調査」 結果概要（速報版）

1. 調査概要

- 調査目的
各企業における営業秘密の管理実態及び営業秘密の流出実態の把握
- 調査対象
信用調査会社の企業データベースから抽出した企業 1 万社
- 抽出方法
技術に関する情報漏えいの実態等を調査するため、製造業の回答数が一定以上となるように、全国の企業数における割合よりも多く抽出
- 回答企業：2,885 社（回収率 28.9%）
※9 月 23 日時点の数字。最終的な回収数は 3,000 件程度の見込み。

回答企業の属性※ 1

	製造業	非製造業
従業員 301 名以上※ 2	535 社	803 社
従業員 300 名以下※ 3	554 社	973 社

- ※ 1 業種または従業員数を無回答の企業（20 社）は表に含まれていない
- ※ 2 以下では「大規模」と記載する
- ※ 3 以下では「中小規模」と記載する。

- 調査結果に対する留意点
 - ・各質問項目の集計に当たっては、無回答や「わからない」という回答を含めて集計母数としている。
 - ・各質問項目に対する回答の割合に関して、特に断りがない場合には、「全業種/全規模」における回答の割合を記載している。

2. 主な調査結果

（1）営業秘密管理の実態

○ 営業秘密とそれ以外の情報を区別している企業（問 1）

「製造業/中小規模」では 47.8%、「製造業/大規模」では 74.0%、「非製

造業/中小規模」では 54.0%、「非製造業/大規模」では 61.9%となっている。

○ 営業秘密とそれ以外の情報を区分している企業のうち、営業秘密として管理する必要があると思われる情報を半分程度以上管理している割合（問4）

「製造業/中小規模」では 55.8%、「製造業/大規模」では 67.2%、「非製造業/中小規模」では 62.9%、「非製造業/大規模」では 67.6%となっている。

○ 営業秘密の管理において実施している項目（問5）

比較的实施率が高い項目としては、「未然に防ぐための管理方針等を整備している」（53.1%）、「営業秘密の管理に関する責任者を設置している」（40.1%）などの取組であり、一方比較的实施率が低い項目としては、「日常的なモニタリングを実施している」（13.9%）、「漏えいした場合の事後対応体制を整備している」（17.6%）などの取組となっている。なお、全項目において大規模企業が中小規模企業の実施率を上回っていた。

（2）役員・従業員との秘密保持契約

○ 秘密保持契約を締結している割合（問6）

役員と退職後まで及ぶ秘密保持契約（契約書を含む）を締結している企業は、「製造業/中小規模」では 19.1%、「製造業/大規模」では 46.0%、「非製造業/中小規模」では 25.3%、「非製造業/大規模」では 48.3%となっている。

従業員と退職後まで及ぶ秘密保持契約（契約書を含む）を締結している企業は、「製造業/中小規模」では 24.4%、「製造業/大規模」では 63.2%、「非製造業/中小規模」では 40.5%、「非製造業/大規模」では 62.0%となっている。

○ 秘密事項の特定（問7）

秘密事項の内容として、「在職中に知りえた情報全般」としている割合が高く（85.1%）、一方、「対象を特定した情報」は 18.9%、「対象を具体的に特定した情報」は 3.0%、「対象を具体的に特定し、内容も具体的に特定した情報」は 2.5%となっている。

○ 秘密保持契約の締結のタイミング（問8）

「入社時に個別契約を締結又は誓約書を提出」としている企業が最も多く（86.1%）、次いで「退職時に個別契約を締結又は誓約書を提出」している企業が多い（42.2%）。一方、在職中の特定の段階で締結している企業は、「プロジェクト毎に個別契約を締結又は誓約書を提出」（5.5%）など低い割合となっている。

○ 秘密保持契約を締結していない理由（問 9）

秘密保持契約を締結していない企業のうち、その理由を「就業規則で対応しているため」としている割合が最も高く（47.3%）、次いで、「特に理由はない」（23.3%）となっている。一方、「契約の効果が不明瞭なため」は9.3%となっている。

（3）役員・従業員との競業禁止義務契約

○ 競業禁止義務契約を締結している割合（問 1 2）

役員と競業禁止義務契約（契約書を含む）を締結している企業は、「製造業/中小規模」では7.8%、「製造業/大規模」では24.5%、「非製造業/中小規模」では5.8%、「非製造業/大規模」では15.4%となっている。

従業員と競業禁止義務契約（契約書を含む）を締結している企業は、「製造業/中小規模」では9.6%、「製造業/大規模」では29.0%、「非製造業/中小規模」では8.3%、「非製造業/大規模」では14.1%となっている。

○ 代償措置を講じている割合（問 1 3）

競業禁止義務契約を締結している企業の中で、経済的な損失を補填するなどの何らかの代償措置を講じている割合は6.5%となっている。

○ 競業の範囲（問 1 4）

競業の範囲としては、「期間、地域、職種等を限定せず、包括的に競業行為を制限」（38.7%）や「業種又は特定の企業への就職を制限している」（33.9%）としている割合が高く、「地域を制限している」（6.9%）や「職種を制限している」（17.5%）としている割合は低くなっている。

○ 競業禁止義務契約を締結しない理由（問 1 7）

競業禁止義務契約を締結していない企業のうち、その理由を「特に理由はない」としている割合が最も高く（44.8%）、その他では「退職した役員・従業員の行動の把握が困難なため」（23.3%）や「契約の効果が不明瞭なため」（22.5%）と回答している割合が比較的高い。

（4）退職した役員・従業員の把握等

○ 退職者の再就職先の把握の状況（問 1 9）

「ほぼ全ての役員・従業員の再就職先を把握している」としている割合は、「製造業/中小規模」では3.8%、「製造業/大規模」では5.2%、「非製造業/中小規模」では5.9%、「非製造業/大規模」では3.9%となっている。

一方、「ほとんどの役員・従業員の再就職先を把握していない」としている割合は「製造業/中小規模」では65.9%、「製造業/大規模」では54.2%、「非

「製造業/中小規模」では 60.8%、「非製造業/大規模」では 59.5%となっている。

○ 競業外国企業への再就職の状況（問 20）

再就職先を把握していると回答した企業のうち、日本人の役員・正規社員について、中途退職後 3 分の 1 程度以上が競業外国企業に再就職している企業の割合は、「製造業/中小規模」では 5.4%、「製造業/大規模」では 3.7%、「非製造業/中小規模」では 6.2%、「非製造業/大規模」では 5.2%となっている。

○ 引き抜きをされた経験（問 23）

引き抜かれた人材や方法について、「技術系の一般職員が個別に引き抜かれた」と回答した割合が 10.6%と他の項目と比べて比較的高い。一方、「引き抜きが行われたことはない」と回答した割合は、48.1%となっている。

また「製造業/大規模」では、「技術系の役員・管理職が個別に引き抜かれた」と回答した割合が 13.1%と非製造業等と比べ高い。

(5) 人材を通じた情報の漏えい事例

○ 過去 5 年間の営業秘密の漏えい事例（問 24）

明らかに技術に関する情報漏えいと思われる事象があった企業の割合は、「製造業/中小規模」では 2.0%、「製造業/大規模」では 5.0%であり、明らかに技術以外の情報の漏えいと思われる事象があった企業の割合は、「製造業/中小規模」では 2.3%、「製造業/大規模」では 6.2%、「非製造業/中小規模」では 4.9%、「非製造業/大規模」では 7.5%となっている。

○ 営業秘密の漏えい者（問 25）

「中途退職者（正規社員）による漏えい」と回答した企業が最も多く（50.0%）、「現職従業員等のミシによる漏えい」（25.5%）が続いている。

○ 営業秘密の漏えい先（問 29）

営業秘密が漏えいした企業の中では、営業秘密の漏えい先が「国内の競業他社」と回答している割合が高い（43.6%）。また、非製造業では「外国の競業他社」への漏えいがほとんどない一方、「製造業/大規模」では 24.5%が「外国の競業他社」に漏えいしていると回答している。

○ 営業秘密の漏えいによる損害の規模（問 31）

「わからない」という回答の割合が最も高く（42.6%）、次いで「1000 万円未満」という回答が多かった（29.3%）。一方、10 億円以上という損害を認識している企業も少数ではあるが、存在していた。